

# 歯科衛生士への復職支援事業 実施要領

## 1 目的

高齢化の進展に伴い、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されている。一方、全国の歯科衛生士免許登録者のうち約半数が未就業者となっており、歯科診療所等への従事者数が慢性的に不足している。

平成 27 年度に実施した「歯科衛生士の就業状況や復職に対する意向等に関する調査」より、離職者の約半数が復職への希望があるものの、自身の知識や技術への不安から、復職に結びついていない現状が明らかとなった。

歯科衛生士の人材確保を目的として、研修会や講座を開催し、知識と技術の習得を目指すことで、歯科診療所や在宅歯科訪問等に携わることができる歯科衛生士を育成する。また、検討会で復職の状況や無料職業紹介所の機能強化について検討し、復職支援を推進する。

## 2 事業内容

### (1) 歯科衛生士の復職支援検討会議

- ① 実施主体 兵庫県 健康増進課
- ② 参集者 県歯科医師会、県歯科衛生士会、歯科衛生士養成校関係者、健康福祉事務所歯科衛生士 等
- ③ 内 容 復職支援研修会及び講座の内容について  
復職啓発用媒体や資材の作成と活用方法について
- ④ 回 数 年 1 回程度

### (2) 歯科衛生士復職支援研修会

- ① 実施主体 公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会へ補助
- ② 対象者 離職中の歯科衛生士（主に診療所での復職を希望する者）
- ③ 内 容 最新の歯科診療に関する情報、歯石除去や歯面清掃等の実習 等
- ④ 回 数 年 1 回以上

### (3) 歯科衛生士復職支援講座

- ① 実施主体 兵庫県 健康福祉事務所
- ② 対象者 離職中の歯科衛生士（主に地域活動や専門的口腔ケアの実施を希望する者）
- ③ 内 容 行政における歯科保健活動、健康教育のポイント、  
専門的な口腔ケアや介護保険施設での歯科保健活動 等
- ④ 回 数 回数、実施地域については協議の上、決定する

## 3 事業実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。